

## 第4回 芦屋市交通バリアフリー基本構想策定協議会 会議録

日 時	令和2年11月24日（火）午前10時～午前12時
場 所	芦屋市役所 消防庁舎3階 多目的ホール
出席者	<p>会 長 大塚毅彦</p> <p>副 会 長 石塚裕子</p> <p>委 員 賀集律子，川根教子，大嶋三郎，七村千里男，中島洋子， 井上典彦（代理），辻本真一（代理），泉慶治，竹井宏和， 木田泰稔，辻正彦，安達昌宏</p> <p>事 務 局 辻都市整備課主幹，山川地域福祉課長，柏原障がい福祉課長 白井都市計画課長，柴田都市整備課主査，小栗都市計画課係長 濱砂都市整備課係員，寺嶋都市計画課係員</p>
事務局	都市計画課
会議の公表	■ 公 開
傍聴者数	0人

### 1 会議次第

- 1 開 会
- 2 会長挨拶
- 3 議 題
  - (1) 基本構想策定スケジュールについて
  - (2) まちあるきヒアリング調査について
  - (3) 基本構想原案について
- 4 その他
- 5 閉 会

### 2 協議経過

#### 1 開 会

事務局

それでは、定刻となりましたので、ただいまから芦屋市交通バリアフリー基本構想策定協議会を開催させていただきます。

協議会の出欠につきまして、本日、朝倉委員と能瀬委員が所用により欠席しております。

続きまして、本日の協議会資料の確認をさせていただきます。事前に送付させていただいております会議次第と会議資料、それと、本日お席のほうにお配りしております出席者名簿、座席表を配付させていただいておりますが、そろっておりますでしょうか。

それでは、次第に従いまして進行させていただきます。

次に、会議次第の2でございますが、恐れ入りますが会長からご挨拶を賜りまして、その後、引き続き、会議次第の3、議事につきまして会長に進行をお願いいたします。

## 2 会長挨拶

会長

おはようございます。お忙しい中、ご参集いただきましてありがとうございます。

本協議会は、昨年12月23日に第1回を開催しまして、あと1か月ではや1年となっております。第3回の協議会が8月26日にございまして、今回はちょうど3か月後の第4回目ということになっております。

今日の協議会は、パブリックコメントを12月に予定しているということで、基本構想の原案や特定事業の説明などをしていただきます。ここで委員の皆様のご意見とかご指摘が原案にいろいろな形で反映することになりますので、どうぞ忌憚のないご意見、ご指摘をいただきたいと思っております。

それでは、次に、会議の公開についての取扱いについて説明いたします。

本協議会は原則公開とし、議事録等については芦屋市のホームページで公開しております。傍聴については、原則希望する方の入室を認めるものとしますが、個人情報等非公開情報を含む会議の場合は、会議冒頭で諮らせていただきます。

それでは、本日、傍聴者はおられますでしょうか。

事務局

本日は、傍聴者はありません。

会長

ありがとうございます。

それでは、次第の3番目、議事に移りたいと思います。

本日の議題は、会議次第に記載されておりますとおりでございます。できるだけ円滑に議事を進行させていただきますので、ご協力のほど、よろしくをお願いいたします。

## 3 議 事

(1) 基本構想策定スケジュールについて

(2) まちあるきヒアリング調査について

会長

それでは、議題(1)基本構想策定スケジュールと、議題(2)まちあるきヒアリング調査について、まとめて事務局よりご説明のほどよろしくをお願いいたします。

事務局

説明に際しましては、時間の制約もございますので、資料のポイントを中心に説明を行います。また、今回までの協議会の中で出た意見や、その回答については、そのまとめを参考資料でお配りしておりますので、内容

の振り返りなどの際に適宜ご参照をお願いします。

それでは、説明に入りますので、資料①を御覧ください。

この資料につきましては、基本構想の策定スケジュールについて記載しております。グレーの網かけで示している範囲がこれまでの基本構想づくりでおおむね完了したスケジュールになります。今回の第4回協議会では、基本的に資料③基本構想（原案）の特定事業についてご議論いただき、来月中旬から実施のパブリックコメントに掲載する基本構想（原案）をご確認していただきたいと考えています。

なお、パブリックコメントの実施に際しましては、市議会にそのことを報告する必要がありますので、その報告につきましては、12月1日火曜日実施の市議会建設公営企業常任委員会で行います。その後、12月14日、月曜日から来年1月22日金曜日の間でパブリックコメントを実施します。パブリックコメントの実施に関するお知らせは、広報あしや12月号や市のホームページ、市の広報掲示板で行う予定です。また、基本構想の原案とその概要版につきましては、市ホームページやラポルテ市民サービスコーナー、保健福祉センターなどの市の主要施設で公表します。

なお、委員の方の中で、基本構想の原案やその概要版が複数部必要な方がいらっしゃる場合には、後日別途郵送しますので、事務局までお知らせいただきますようお願いいたします。

そして、パブリックコメント終了後、その中でいただいた意見や今回の協議会でいただいたご意見などを踏まえまして、第5回協議会を開催します。開催日としては、来年中旬から下旬頃を予定しています。最終となる第5回協議会では、パブリックコメントでいただいた意見の紹介や、それに対する回答、基本構想の完成に向けてのご議論をお願いしたいと考えています。資料①についての報告事項は以上です。

続きまして、資料②まちあるきヒアリング調査について、その結果を報告します。

資料②をご覧ください。前回の第3回協議会でご案内しましたまちあるきヒアリング調査の結果について、この資料に記載しております。

その概要については①の表に記載のとおりです。

開催日時としましては、9月29日と30日の午前中に駅東西ルートを対象としたヒアリング調査を実施しました。また、9月29日と30日の午後には駅南北ルートを対象としたヒアリング調査を実施しました。

なお、今ご紹介の日程でご都合のつかなかった方には、10月5日に別途ヒアリング調査を実施しております。

また、身体障害者福祉協会の方からは、市職員が同行した上での現地

検調査も併せて希望するというお話がありましたので、資料に記載のとおり、9月9日、9月23日、9月28日に、記載のそれぞれのルートで1時間半から2時間程度、現地調査を併せて実施しております。

対象ルートにつきましては、その概要の次のページ以降に記載しているとおります。

ヒアリング調査の中で出された主な意見につきましては、その後ろのページのA3の資料に記載しているとおります。時間の都合上、個別のご意見を紹介することは割愛しますが、代表的な意見としましては、「知的障がい者誘導用ブロックが設置されていない」「白線が消えかかっているところがある」「歩道の幅が狭い」「音声案内付き信号機が設置されていない」などの意見がありました。資料②についての報告事項は以上です。

会長

基本構想策定スケジュールとまちあるきヒアリング調査について、ご説明がございました。まちあるき、ヒアリング調査に本当にお忙しい中、参加していただきましてありがとうございます。非常に貴重なご意見をたくさん賜りまして、それを集約し、資料として掲載しておりますが、この2つの件、策定スケジュール、まちあるき、ヒアリング調査につきましてご質問はいかがでしょうか。

副会長

事務局に1点確認と、委員の方にご質問させていただけたらと思うのですが、まず、まちあるきルートは、身体障害者福祉協会の方に同行いただいて、市職員の方が同行されて丁寧に調査されていますが、実際に身体障害者福祉協会の方は、多分、コメントを見ると、視覚障がいの方にご参加いただいているというのは結果から分かるのですが、車いすユーザーの方とかほかの障がいの方で、具体的にはどういった方々にご参加された結果かということも補足で説明いただけたらと思います。

事務局

現地調査には視覚障がいの方がいらっしゃいました。

委員

身体障がい者の肢体不自由の方も居られました。

それと、車いすの方、そのときは一緒に回っていないのですが、単独で4コース回っておられます。

副会長

委員にご質問させていただきたいのですが、JR芦屋駅周辺は、結果を見ると、視覚障がい者誘導用ブロックの整備箇所が非常に少なく、音響信号機も設置されていないので、今後、基本構想で整備されることが期待されます。特にこの場所がというところがあれば教えていただきたいと思います。

委員

花水木通りの歩道のJRの高架あたりと県立芦屋高校の通りですけど、まず、白線がほとんど消えています。境界の内側は人道で、車道側が輪道、自転車なのです。その境界の線が薄いとか、あと誘導タイルが途切れ途

切れだったりとか。音響信号機は、花水木通りと国道2号はあったほうが良いと考えています。それはまた警察に要望書でも出そうと思っていました。

あと、宮川線の上宮川文化センター前です。そこも白線のようなものがあるが、誘導タイルもほとんどないので、利用している方はすごく不便を受けておると思います。そして、JR側から来る市営住宅の前は歩道なのか車道なのかが一切分からないので、ここは危険だなと。渡って上宮川公園の中にも入ったのですが、入りづらく、トイレがなかったのが、トイレはあったほうが良いかなと。

副会長

たくさん整備をしてほしいところはあると思いますが、ある程度優先順位をつけないといけない中で、例えば信号だったら花水木通りと国道2号の交差点ということですね。

委員

芦屋市の歩道というのは誘導タイルがあまりにも少ないというのは事実です。国道2号は、途切れ途切れです。ここにはあって、何でここから先はないのかということが多々あります。南芦屋浜のほうは誘導タイルがたくさんあります。私もすごく歩きやすいです。シーサイドはほとんどないです。中央部の防潮堤線から国道43号もないです。花水木通りの阪急の呉川バス停からJRのほうに行く歩道ですが、まず、バス停から国道43号まで1期、国道43号から国道2号までが2期、それから、国道2号からJRの北側のバス停、大丸の前ですけど、そこまでが3期とした計画でお願いできませんかということで、今、要望書を作っているのですが、それは以前、道路・公園課にも一応話をしています。それと、市営高浜住宅の防潮堤線から南のほうへダイエーを通過して医療センターと高浜郵便局に行くのに誘導タイルがないのです。だから、高浜住宅に住んでいる視覚障がい者の方たちがなかなか行けないという声を聞いていたので、それも今要望書を作成中です。誘導タイルがかなり少ないのは事実です。

事務局

先ほど委員からいただいた意見の中には、今回の地区外のところも含めて広範囲のご意見をいただいておりますけれども、実際、必要性についてはこれまでもいただいているところですので、今回の基本構想に含むというわけではないんですけれども、別途所管も含め、検討させていただきます。

会長

まだご指摘していただけていない分でも、この場でご指摘していただけて追加とかをさせていただきますので、ございましたらご意見をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

ご指摘いただいた中で、旧宮塚町住宅は、アクセスがしにくいところとかを点検していただいたところでありましたから、ここでいろんな課題に

対して、後でどのように対応したらいいかというところも考えていただいたらいいかなと思いますのと、この調査は主にバリアフリーの課題をたくさん指摘していただいたと思いますが、数としては少ないのですが、一方でこれはいいという、あるいは、障がいの方とか高齢の方にとっていい施設とか、あるいはソフトとか、あるいは人のいろいろなサポートですとかというの、もしありましたら、後でも構いませんのでご指摘をしていただければと思います。

先ほど副会長からご指摘いただいたヒアリング調査の参加者のところも、どういう当事者の方のご意見をいただいたのか、もう少し詳しく書いていただけるといいかなと思います。

このまちあるきの点検の結果をご指摘いただいて、基本構想の中にいろいろ盛り込んでいくということになっておりますので、現状として課題があるところをご指摘いただけるといいと思います。

このまとめ方としては、バリアがこういう形でありましたという提示と、個別に具体的にこういう意見が出てきましたというのは載せてありますか。

事務局 本日は資料としてご用意はしていませんけれども、記録はしております。本日の資料自体は、地図にそれぞれの意見を反映させることで、できるだけ分かりやすいようにということを狙ったものでございます。

会長 個別にはあるということですね。分かりました。

### (3) バリアフリー基本構想原案について

会長 それでは、点検の結果につきましても、後のほうで基本構想の原案について説明する中でまたご指摘いただければと思いますので、次の議題(3)基本構想原案について、今日はここが一番のメインでご議論いただくということになっておりますので、事務局から説明をよろしく願いいたします。

事務局 それでは、資料③バリアフリー基本構想（JR芦屋駅周辺地区）（原案）についてご説明します。

この資料は、第3回の協議会までで議題とした資料を中心に作成しております。

なお、原案の概要となる部分を抜粋して作成したのが資料④、その概要版ですので、資料③の説明を進める中で適宜ご参照をお願いします。

それでは、まず、目次に従いましてその概略を説明しますので、資料③基本構想（原案）の目次をご覧ください。

それでは、第1章、バリアフリー基本構想の背景と、第2章、芦屋市の

概況につきましては、第1回協議会で議論をお願いしました基本構想策定の背景やその目的、芦屋市の概況などについて記載しております。

第3章、基本理念と基本方針につきましては、前回の第3回協議会で議題としました基本理念、基本方針について記載しております。

第4章、重点整備地区、生活関連施設、生活関連経路の設定には、第2回の協議会で議題としました重点整備地区の設定方法や生活関連施設、生活関連経路について記載しております。特に、前回までの協議会で多くの意見をいただきました資料の見やすさに配慮した点で資料の再編集等を行っております。

第5章、重点整備地区の課題につきましては、先ほどの説明でご紹介しましたまちあるきに関するヒアリング調査について記載し、その概要や出された意見などをまとめております。その結果や、それを踏まえた事業者の方へのヒアリングを行った上で、今後の取組の案として記載しておりますのが、今回の協議会の主な議題である第6章、バリアフリーの実現に向けてです。

それでは、第6章が始まるページである47ページをお開きください。

この章では、基本構想の実現に向けて取り組む主な事業について記載しております。

今説明しましたバリアフリー基本構想の実現に向けて取り組む事業を基本構想の中では特定事業と呼びます。また、その内容や実施時期については、各事業の実施者で決めることとなっております。特定事業には基本的に5つの種類がありますが、今年のバリアフリー法の改正により、新たに心のバリアフリーに重点を置いた特定事業が1つ追加されています。そのため、後でも説明しますが、特定事業の種類としましては、施設整備を主な目的とする公共交通特定事業、道路特定事業、交通安全特定事業、建築物特定事業、都市公園特定事業に加えまして、施設整備以外でのバリアフリー化を推進するための取組として、教育啓発特定事業の6種類が用意されています。その位置づけを表したものが47ページに記載の図になります。

次に、特定事業を実施するに際して定める実施目標について説明します。

整備の目標としては、5年を1つの区切りとして定めます。実施目標を短期と考えるものにつきましては、5年以内の事業の開始を目指します。つまり、来年の令和3年度から5年後の令和7年度までの事業着手を目標とします。実施目標を長期と考えるものについては、取組の開始までに5年以上の期間を要するものを想定しています。例えば、既存の建物であり、

すぐにその設備等の改修が困難な場合や、施設の構造上、物理的に不可能な場合などが該当します。

なお、この実施目標につきましては、財政状況や社会情勢の変化などから整備時期が前後する可能性があります。

それでは、次に、具体的な取組、つまり特定事業について説明します。

まず1つ目が、公共交通特定事業です。

この事業の中では、鉄道駅におけるバリアフリー整備やバス車両のバリアフリー化に関する取組などを行います。

この中では、まずJR芦屋駅のバリアフリー化に関する取組が挙げられます。①JR芦屋駅にも記載していますように、道路と駅舎を結ぶためのエスカレーターや駅舎とホームを結ぶためのエスカレーターの整備、駅舎の中の通路の拡幅、駅舎のトイレをリニューアルすることといった取組がこの中で挙げられます。整備時期としましては、エスカレーター整備やエレベーターの移設、道路幅の拡幅、トイレのリニューアルは、短期的な目標として5年以内の事業着手を目指します。また、ホームへの転落防止対策につきましては、長期的な視点で取組を進めます。

なお、JRの芦屋駅駅舎改良工事につきましては、JR芦屋駅南側で実施しております市街地再開発事業と合わせて行います。

次のページ記載の2つ目の公共交通特定事業として、バスに関する取組が挙げられます。既に導入されている低床車両につきましては、今後も継続して取組を進めます。また、バスの停留所におけるベンチや上屋の設置については、関係機関との協議を踏まえて、そのニーズや必要性を併せて検討し、長期的な視点で取組を進めます。

次に、2つ目の特定事業である道路特定事業について説明を行います。

この事業では、道路への視覚障がい者誘導用ブロックの設置や舗装の改善などに取り組みます。

下の表に示している道路の路線やその具体的な場所につきましては、54ページの基本構想図を併せてご覧ください。

各道路について、個別にその取組を紹介することは時間の都合上割愛しますが、代表的な取組についてご説明します。

まず、Aの国道2号に関してですが、歩道と車道の段差解消など、おおむねバリアフリー整備が完了していますので、今後もこのような状態が続くよう継続して取組を行います。

次に、Bの県道芦屋停車場線についてですが、歩道の幅が狭かったり、舗装が凸凹したり、視覚障がい者誘導用ブロックが設置されていないなどの意見が寄せられていますので、その改善のため、その実施目標を短期と



して取組を進めます。

次に、Cの県道芦屋停車場線についてですが、申し訳ありません、訂正がございます。Bの特定事業の内容をそのまま書き写した内容となっておりますが、正式には視覚障がい者誘導用ブロックの設置のみが特定事業として記載すべきものでした。そのため、お手数をおかけしますが、上の特定事業の2つ、有効幅員の拡幅と舗装などの改良は削除をお願いします。また、先ほどご説明しました概要版も、それに伴い訂正をお願いします。

次に、芦屋市で管理する市道やペDESTリアンデッキなどに関してですが、各生活関連経路において、視覚障がい者誘導用ブロックが設置されていなかったり、舗装が凸凹したり、勾配が大きかったりするなどの意見が寄せられましたので、各路線において短期や長期の実施目標をそれぞれ定め、その課題解決に取り組めます。

なお、幅員の拡幅や勾配の改良につきましては、電線などの道路占有物の移設や、それぞれの民間の方がお持ちの民地の協力などが必要な場合がありますので、その解決が困難となる場合がありますが、実現可能な改善策についても基本構想の継続的な進捗管理の中で併せて検討します。

また、後にも説明しますが、市道、市の持っている土地の一部の整備につきましては、J R 芦屋駅南地区で実施している市街地再開発事業の中でも併せて取り組めます。

次に、3つ目の交通安全特定事業についてご説明します。

この事業の中では、道路、特に交差点における信号機の設置や違法駐車行為の防止などについての取組を進めます。

まちあるきヒアリング調査の中でも意見が出ましたバリアフリー対応型信号機の設置については、その有効性や必要性、交通量等を踏まえまして、長期的な視点で取り組めます。また、違法駐車取締りにつきましては、現在同様、継続的に取り組んでまいります。

次に、4つ目の建築物特定事業について説明します。

この取組の中では、建築物のバリアフリー化に関する取組を進めます。

まず、公共施設における取組についてご説明します。

今回の対象施設である大原集会所、上宮川文化センター、公民館、芦屋市民センターにつきましては、大規模改修工事等に伴い一定のバリアフリー整備が完了していることから、今後もその状態を維持できるように取り組んでまいります。また、施設の一部につきましては、視覚障がい者誘導用ブロックが設置されていない箇所もあるため、今後もその設置に向けて取組を進めます。

なお、先ほどお話にもありました旧宮塚町住宅につきましては、建物が

外観上の制約を受ける国登録有形文化財のため、施設の大規模な改修には長期的な検討が必要ですが、接遇などのソフト面での対応により、より多くの人に施設を利用していただけるような取組を進めます。

また、福祉のまちづくりに関して見識のある障がい者の方などの協力を得まして、利用者目線から施設整備とその管理運営に関しまして点検や助言を受ける兵庫県のチェック&アドバイス制度の活用も、今後も継続して行ってまいります。

次に、民間の建築物について説明を行います。

民間の建築物としましては、表に示すように、ラポルテ、ホテル竹園、モンテメール、ラ・モール芦屋、芦屋セントマリアクリニック、宮塚郵便局を位置づけております。いずれの施設も、改修工事等により、施設の特性に応じておおむねバリアフリー整備がされていますので、現在の状態を維持できるように継続して取り組みます。

なお、既存の建築物のため、一部の設備などにおきましてはバリアフリー対応が困難な箇所がありますが、実現可能な改善策につきましても基本構想の継続的な進捗管理の中で併せて検討を行います。

次に、5つ目の都市公園特定事業について説明を行います。

この事業では、都市公園のバリアフリー整備に取り組みます。今回対象となる上宮川公園では入口における段差解消、宮塚公園では視覚障がい者誘導用ブロックの設置及びその改良に短期的な視点で取組を進めてまいります。

次に、最後の特定事業である6つ目の教育啓発特定事業について説明を行います。

この事業では、バリアフリーに関する理解を深めるとともに、障がい理解や福祉教育を進め、周囲の人に対する思いやりの心を行動につなげるための取組を行います。

市としての取組につきましては、表に記載のとおり、福祉教育や障がい理解に関する研修、バリアフリーマップの作成などに今後も引き続き取り組みます。また、民間事業者におきましては、サービス介助士の資格取得の支援や障がい理解に関する研修の実施など、今後も継続的に取り組むことを確認しております。

最後となりますが、JR芦屋駅の南側で実施中の市街地再開発事業の中で実施するバリアフリーに関する取組についてご紹介します。

事業の区域につきましては、54ページに記載の基本構想図の赤線の枠囲み部分が該当箇所となります。その具体的な事業内容につきましては、53ページに記載の計画平面図をご覧ください。

交通課題の解消や交通結節点としての機能向上などを目的に、現在、芦屋市では、令和8年度末の事業完了を目指してJR芦屋駅南地区における市街地再開発事業に取り組んでおります。その取組の中では、JR芦屋駅の南側に一般車乗降場やバス・タクシーのロータリーを整備し、再開発ビルの建築を行います。

市街地再開発事業実施に際しましては、ユニバーサルデザインの考え方の下、52ページの表に記載の特定事業の取組を進めます。

まず、公共交通特定事業としまして、バス乗降場にベンチや上屋、案内板を設置します。

次に、道路特定事業として、駅前線におきましては、その拡幅や歩道の設置、視覚障がい者誘導用ブロックの設置を行います。交通広場の整備におきましては、バス、タクシー、一般車用の乗降場の整備を行います。なお、視覚障がい者用駐車区画も設置します。また、駅の南側と駅舎を結ぶためのペDESTリアンデッキの整備も行い、そこにはエレベーターやエスカレーター、視覚障がい者誘導用ブロックを併せて設置します。

最後に、建築物特定事業として、再開発ビルにエレベーターやエスカレーターの設置、多目的トイレの整備、視覚障がい者誘導用ブロックを設置します。なお、主要な場所には、分かりやすい案内表示やサインも併せて設置します。今まで説明した取組としましては、令和8年度末の完了を予定しております。以上が特定事業に関する取組となります。

説明が長くなりましたので、次の(5)基本構想の推進に向けた取組に関する説明に移る前に、一度ここで特定事業に関するご意見やご質問を伺いたいと考えております。

会長

それでは、途中ではありますが、今、事務局からご説明があったところまでの事柄につきましてご意見、ご質問をお願いしたいと思います。前回も分かりにくいというご指摘があり、中身をできるだけわかりやすいビジュアルにするように少し努力はしておりますが、何分中身が複雑で、いろいろな方面にわたっておりますので、非常に理解が難しい点もあるのですが、ご意見をいただきたいと思っております。

委員

まず、まちあるきをさせていただいて、自分では気がつかなかったようなところも、たくさん問題点もあるし、使いやすいなというようなところもあって、非常に良かったと思っております。今回のこの資料は非常に細かく考えられていて、前回、分かりにくいと申しあげましたけれども、私でも分かりましたので、ありがとうございます。

これをどのように実行していくかということなのだろうと思うのですが、気になっておりますのは、例えば、今回のJR芦屋駅南地区と

かそういうことではなくて、ユニバーサルデザインとか、そういったことは全国統一してというのは非常にいいことだと思います。ただ、それが書いてあっても見にくい、小さくて見えないとか、だんだん高齢になっていくと日に日にいろいろなことができなくなってくるのですね。例えば、今、政府としてもデジタル化を進めていまして、私自身は携帯も、それからパソコンも使いますけれども、だんだんその操作が遅くなっていくのですね。これからもっと高齢になったときに使えなくなっていったときにどうなのかという問題と、それから、いろんな新製品が世の中に出てくるけれども、その使い勝手が全部違って、ボタン操作も違う。例えば、JRのICOCAのチャージをしようとする、いろんなところを押さないとチャージができない。次に進むというボタンを押したりとか、迷っていらっしゃるお年寄りも多いとか。例えばトイレでは、どのボタンを押せば水が流れるのかが分からない。できたら芦屋で全部が統一できるように、まちでバリアフリーを非常に重視しているということならば、同じ仕様であれば迷いが少なくなっていくのではないかなと感じました。

事務局

非常に難しいことかもしれないのですが、それこそがユニバーサルデザインであつたりすると思うんですけども、今回の基本構想においても、バリアフリー化はできていても、ユニバーサルデザインはできていないというのは少しありますので、そういったところは今後、課題の検証と検討を行っていきたいなと思っております。

また、こういったバリアフリー化のときには必ずついて回る問題なのですけども、どうしても既存部分をどう対応させていくかというのが非常に難しいところです。そういう意味では、既存の道路とか建物というのはなかなか一朝一夕にいかないところはありますが、少なくとも今回、一からつくり上げるまちである再開発というのがございますので、その地区内においては、今いただいた意見を参考に、仕様の統一のほうも含めて検討させていただきたいと考えております。

会長

日本の人口の半分以上が50歳以上という時代ですので、いろいろな方々に分かりやすい操作でというのと、今ご指摘いただいたところで大事だなと思いましたが、情報の面でのバリアフリーとか、そこにたどり着くまでというか、操作の問題もあるのですけども、情報のバリアフリーというところのご指摘も非常に大事だなと思いました。

委員

いろいろと整備内容が書かれているのですけれども、例えば、50ページの上にありますペDESTリアンデッキとかロータリーとか、こういったものは、予算とかいろんなことで長期的な視点でされるということはよく分かるのですけれども、例えば、JR芦屋駅のホームの転落防止対策の検

討ですとか、それから、49ページのバスのところのベンチ及び上屋の設置、こういったものは、やはり安全上考えると、転落防止柵とかはすぐにも設置できるのではないかなと思うのですが、おおむね5年以上の長期になっているのですが、どうしてこんなに長い間かかるのか疑問に思いました。

事務局

まず、JRさんの転落防止柵の設置につきましては、いわゆる大きな駅で設置されております固定式のものであったりとか、可動式のもの、簡易なものであったりするのがございますけれども、今回、再開発事業に伴う駅改良において検討はさせていただきました。ただ、JRさんの基準の中で、乗降客数が一定以上でないとは設けられないという基準がございまして、そこにおいて、現時点ではなかなかすぐの対応というのは難しいのではないかと。ただ、ご要望は一定ございますので、今後も長期において検討、協議は続けさせていただきたいと思っております。

もう1つ、バスの上屋及びベンチにつきましては、そもそも現在の歩道が狭いところがございまして、物理的につけられない部分がございまして、そういったところも含めて今後検討を行ってまいりたいと考えております。

委員

ここまで数回会議があったのですけれど、バリアフリーに対して私は今考えるところがございまして、というのは、芦屋市のバリアフリーの基本構想として今考えてやっていると思うのですけれど、今までの古いところだけを直すのか、駅の構想の中にこのバリアフリーを入れてやっているのか、その辺が、というのは、駅周辺のバリアフリーだけだったら、本当に全然考え方が我々も変わってくるわけですけど、今のやり方ですと、全市に対して考えてやっているようには思えないので、一部分だけがバリアフリーができればいいのか、今後、どういうふうにそれを結びつけていくのかというような辺りがどうもはっきりしないので、今、芦屋市としたら、駅周辺が一応延期になっておるので、そういうものを、今、我々が先走って行って大丈夫なのだろうか、実際予算があるのかと考えると、どこまで一生懸命にこれをやったらいいのかというのが私のこのバリアフリーに対する活動の今の悩みです。高齢者と障がい者と、子どもも一緒に含めてバリアフリーに対して考えてあげないといけないのではないかと思います。

そういうようなことを考えて、この間、芦屋市を回って思ったのは、看板条例はどうなったのかなと。あれのほうが悪魔になって、駅の前の辺りにいっぱいややこしい看板が出たりして、この間歩いて、頭に当たったりするようなものもいっぱい見受けられました。それと、今、電柱の問題が

出ていますけど、電柱は土の中に埋めるということで進めているようですが、桜通りが一部できたぐらいで、本当にまだほとんど遅々として進んでいない。ああいうものもひっくるめて、やはりこのバリアフリーの運動というのは大変で、電柱を土の中に埋めるのも、障がい者の人のためには大きなバリアフリーになっていると思うので、そういうことも一緒に考えないといけないのではないかなと思いました。

会長

貴重な意見をいただきましたが、今回はJ R 芦屋駅周辺ということで基本構想策定をしておるんですけども、これが芦屋市全体の話とどう関係しているのか、全体の話はどうなっているのかというご指摘がありました。これにつきましてはいかがでしょうか。

事務局

非常に幅広いご意見をいただいたかと思えます。そもそもバリアフリー基本構想の考え方としまして、駅等の多くの方が使う施設を中心に少しずつバリアフリー化を広げていくという方向性でございますので、今回はJ R の周辺ということで、ある程度限定はさせていただいておりますけれども、今後、これに続く活動の検討を行っていききたいと、市全体に広めていきたいというの思っております。

もう1つ、要は、高齢者の方、障がい者の方、若い方、子どもの方と分けるのではなくて、その施設周辺において、誰もが使いやすい施設、まちにしていくというのは、これは行政の責任でございますし、社会の責任でございます。それは、そういうふうに分けるのではなくて、例えば、子どもの方でもベビーカーを押す方というのは、なかなか道路事情が影響したりもしますので、そういったことも含めて総合的に検討を行ってまいりたいと思っております。

また、その他の芦屋市の施策、例えば広告物条例であるとか、あとは無電柱化であるとか、おっしゃっていただきましたように、例えば、置き看板が歩行者の障がいになってバリアフリーを妨げているとか、電柱が妨げているといった側面もございまして、そういった他の施策も含めて総合的に行っていききたいと考えております。

会長

全体の話は、マスタープランの策定をするというところがステップとしてあるのですが、この点について、補足していただいてもいいですか。

副会長

2018年に国の法律が改正されています。委員がご指摘いただいたように、従来は、最も利用者の多い駅周辺などの一部の地区を中心に進めていくという枠組みしかなかったのですが、それでは、市全体のバリアフリー化をどう進めていくのかという方向性が非常に見えにくいのです。だから、国の法律も改正され、市全体の方針づくりのため、マスタープラン

制度が2018年に新しく導入されました。ですので、今回はJR芦屋駅中心の基本構想の策定になっていますが、来年度以降、これまで2つの基本構想をベースにマスタープランを策定していくということに市として取り組んでいただきたいなと思います。

会長

本当にマスタープランを策定すると、委員が言われたような市全体の話につなげていけるということになりますので、芦屋市もご検討されていると思っております。

委員

私もまちあるきで一通り歩いてみたのですけれども、私ももう高齢者でもありますし、いろいろな障がい者の面から見て、JR芦屋のところの歩道の幅が全体に狭いですよね。高齢者や障がい者の人への理解をして、道を譲るとか、そういうソフト面でのバリアフリーを強調しないといけないのではないかと強く感じました。

あと、ちょっと高低差があって歩きにくいところは、ここで全部指摘していただいているのでいいと思います。障がい者や高齢者が行ってみようかなと、だんだんに行くのを控えるようにならないように、いろいろな人がJRの周辺に行こうという気持ちになるようにしていただけたらなと思います。

会長

障がいという話になると、どうしても車いすの方とか視覚障がいの方という形になるのですが、今回、委員の以前のご指摘にもあったように、精神障がいの方も、あるいは知的障がいの方も外出しやすいというか、駅前に行ってみようかなというまちづくりをする、そういう施策をするということも今回の策定の中で、いろいろな形でご指摘をしていただきたいと思います。

このソフトの面のバリアフリーというのは、これは一過性のものではなくて、本当に長い時間をかけてやるものでございます。芦屋市は、私が聞くところによりますと、学校のほうでインクルーシブ教育として、芦屋市独自のいろいろな教育を継続しているとお聞きしておりますので、先ほども委員から子どもというところもありましたが、小さいときからしっかり教育していくというところが大事かなと思います。具体的に特にこういうふうに改善してほしいとか、どの辺りをご指摘いただいたのでしょうか。ご意見の追加があればよろしく願います。

委員

今度、新しく再開発の建物ができますよね。その中にできる施設について、みんなが行けるような施設にしてもらいたいなという意見が出ていましたね。まだはっきり意見というのが出ていないのですけれども、再開発ビルの中の施設にすごく期待をしているみたいです。

会長

障がいの方にかかわらず、いろいろな方が集まれる居場所ですとか、多

様性に配慮したというところは、芦屋市も、いろいろな文化政策、福祉政策等を形にされているところだと思います。貴重な意見をありがとうございます。

委員

先ほどから視覚障がい者のことがかなり出てきているのですが、とてもうれしいことなのです。私たちが話をしている中で、誘導タイルは実際大事です。そして、メーカーが違ったら、点字誘導タイルの高さが全然違います。だから、もし設置してもらえるのであれば、一度そのサンプルを出してほしいです。なぜかと言うと、車いすに乗っている腰が悪い人は、誘導タイルを横断するときは腰がかなり痛いらしいです。それと、ベビーカーが引っかかって子供だけが前に転んだとか、そういう話も聞いています。

そして、今回、駅周りでもトイレの改良工事をやるのですが、統一してほしいことがあって、右上のボタンは何々ですとかいう音声による案内をしてほしい、そういう便器で統一してほしいというのがあります。時々、視覚障がい者が、水を流すボタンが分からないから、押したら非常ベルが鳴ったとかいう問題があります。そして、点字があると言うのですが、中途失明の方が多いので、これから点字を習うという人も少ないのです。今、スマホもパソコンも音声になっているから、点字を習う方が少ないので、統一してもらいたいなという意見が出ています。

会長

トイレもメーカーによって違っていたりするのですが、そういう対応をしていたり、いろいろなところでも統一というか、共用品ではないのですけれども、芦屋市に住まわれている方でも外から来られた方も使いやすいような形にということでご指摘をいただいたりします。音声あるいは誘導ですとか、例えば芦屋市の公共施設の中でも、前回の基準の中ではトイレはすごく進んだトイレという形にはなっていたのですが、これも設置年度とか、最新のものと10年前と違っていたりしますので、分かりやすいような形で、再開発などをする場合に、できるだけいろいろな事業者の方と話し合いの場を持っていただくといいと思います。あと、点字ブロックのお話は、学会とかいろいろなところでいろいろな対応をしているのですが、なかなか難しいというところがあります。

委員

駅を中心に今回コンコースを造る計画でして、先般からお話もありますように、再開発と合わせて駅の改良もさせていただきますので、その時点では、改良する部分については、なるべく基本構想を遵守し、国の基準はもちろん加味した上で新しい施設は造っていくことを考えております。一部は芦屋市と協定を結んでの仕事にもなりますし、周辺施設等々も芦屋市の方々と一緒に見たりして、利用者の方々のご意見は十分反映させていき



たいなと思っております。

会長

39ページに、JR駅舎の改良ということで、現時点での計画の資料を掲載させていただいております。これは令和5年度の完成に向けて工事を進めているという形になりまして、エスカレーターが新設されたり、先ほどありましたけれども、トイレも改修されたり、店舗のところできて、あと、南の再開発のところに行くペDESTリアンデッキができるところが点線で表現されているところでもあります。

委員

バリアフリーに関して、項目に挙がっている車両ですとか停留所ですけれども、車両に関しては、低床車両の導入が完了していますので、引き続き導入のほうを芦屋市さんの協力も求めながら進めていきたいなという考えであります。

また、停留所に関しては、公道上を利用していますので、どうしても私どもが勝手に置けないところもありますし、先ほど芦屋市さんからご説明もありましたが、道路状況によって置けるか置けないかというところも変わってきますので、行政の方ですとか道路の管理をされている方と協議をしながら進めていかないといけないのかなというところで、我々単独でやるのは難しいのかなというような状況でございます。

会長

質問があるのですけれども、バスの便で、低床バスですとか、あるいはバリアフリー対応のバスというのは、時刻表等で分かるのですか。あるいは、携帯とかを見ますと、それが載っているところもあたりするのですけれども、車両の低床バスが次に来ますとか、そういう情報というのは何らかの形で分かるのでしょうか。

委員

今はもうほとんどの車両が低床車両になっていますので、時刻表に表示するということはやっていないのですけれども、以前、導入車両がほとんどなかった状況のときは、時刻表に表示していたこともありました。車いすの方とかがご利用されるということが事前に分かるようでしたら、営業所のほうとかにご連絡いただきましたら対応のほうもスムーズに行くのかなと思っておりますので、その点、またご協力のほうを皆様をお願いしたいと思う次第でございます。

委員

警察に対するご要望といいますのは、基本的には、信号をここに付けてほしいとか、ここに横断歩道を引いてほしいというようなご要望が数多くありまして、基本的に、耳が痛いところではございますけれども、予算の関係でお断りさせていただくということが数多くあったと思います。先日、陽光町のところに音声付きの信号をご要望いただいてから、何年もかかったのですけれども、設置をいたしまして実現したというのもございます。

警察としまして、ご意見をいただいたところは、はなから駄目だということを行っているわけじゃないのですけども、ただ、どうしても1つ目に予算の問題がもちろんございます。ほかにも、例えばJRの北側のタクシーロータリーがございませうけれど、この入口も信号機の設置があればということで資料には記載されておりましたけれども、例えば、その直近に別の信号機がありますと、ほかの交通とどうしても交錯してしまってなかなか設置できないというようなところもあります。例えば、JRの北側のタクシーロータリーの入口付近にもし信号を設置するとなったときに、南北の車両と、歩道を渡られる方も南北ですよ。となると、信号を設置したとしても両方とも青なのですね。どこが安全になるかという、ロータリーから出てくるタクシーであったりとか送迎の車と歩行者については赤と青でクロスしなくなりますけれども、ただ、南北道を走ってくる車がロータリーに入るような車については、歩行者も車両もどちらも青なので、これは交錯してしまうということもあって、信号を設置したから100%安全ですよということにならないということもひとつご理解をいただきたいところなんです。また、警察で信号を設置している基準で、車両の通過台数とかというのものもあるので、これも言い訳と言われれば言い訳なので、警察以外の大学の研究者の方で、通行車両が少ない交差点に信号をつけるとどうなるかというのを研究されている方がおられます。結局どうなるかといいますと、車両が通らないのに信号をつけると、歩行者の方が信号を守らなくなるのですね。車も来ないのにどうして待たないといけないのかということになって、結局、赤信号で渡ってしまう人が増えてしまうという研究もございませうので、そういうことも含めて、私どもの考えとしましては、確かに信号があれば安全に渡れるところもございませうし、音響信号については、ご意見があるところは頂戴しながら本部と検討を進めて、設置について前向きに進めていきたいと思うところももちろんございませう。ただ、信号イコール安全なのだということでもないということはひとつご理解いただきたいなところもあります。全てが全て否定するわけではないのですけれども、そういうことも、私どもも設置したら安全なところにはもちろん設置したいと思いますし、ただ、設置することで危なくなるというところについては、設置できないところももちろんございませうので、陽光町のように、実際ご要望いただきまして設置につながるということもございませうので、個々にしっかりと今後お話し合いを進めながら検討していきたいと思いますので、今後ともよろしくお願ひしたいと思います。

委員

49ページにありますように、国道2号につきましては、段差のところ

はおおむねバリアフリー化されているということでございますけれども、先ほどもご意見がありましたように、今回はこの横断のところでのルートになっておりますけれども、国道2号で縦断的に重要な施設と施設を結ばなければいけないとか、そういったところがありましたら、芦屋市さんと協議を進めて、その辺の整備もしていきたいと思っています。全国的にたくさんの方の路線を管理しておりますので、優先順位をつけて整備をしていきたいというのと、併せまして維持管理でございます。段差等が特に歩道上に発生しないように維持管理に努めていきたいということで、先ほど会長のほうから意見がありましたが、点字誘導ブロックはいろいろな議論が当方の内部で出ています。先ほど委員からもありましたように、設置はしたけれども、ご高齢の方についてはつまずくとか、ベビーカーが引っかかるなどのご意見はあるのですけれども、視覚障がい者の方については、段差というのがすごく重要なサインとなって、それで道路の構造が歩道部については2センチの段差が要るとか定められている。ただ、車いすの利用の方は、その段差というのがすごく不便になるという、その瀬戸際を取って構造等が定められているということで、その中で、点字ブロックについても、現在ではJIS規格で段差とか凹凸具合、そういうのが定められていて、それを下回るようなものを設置して、もしそれが分からなかったということであれば、管理瑕疵とかそういったところにも波及しますので、そういった定められた基準の中で、より滑りにくいものとか、いろいろな製品が最近出ておりますので、そういったものを吟味しながら使用していきたいと思っています。一例でいいますと、歩道で皆さんが使いやすいのは、アスファルト舗装が一番使いやすいのですけれども、美装化ということでいろいろなブロックを貼っていると思います。昔は、インターロッキングといって、レンガのような細かいものを貼っていたのですが、私も体験しましたけれども、車いすに乗られている方は、さっきもお話がありました脊髄を損傷されている方が多いということで、横向きに貼ると目地が増えるのですけれども、縦向きに貼ると目地が少ないとか、貼り方にも工夫をしているところはしているみたいなのです。そういった問題で、最近は30センチ角の平板ブロックが不陸調整もしやすいので、一般的になってきているわけですが、そういった材料も吟味しながら維持管理等に努めていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

会長

維持管理というのが非常に大事なところで、ところどころ損傷しているところもあつたりしますので、そこも適切に維持管理していくということが大事だと思います。

委員

49ページ、道路特定事業におきましては、BとC、芦屋停車場線とい

うことで、芦屋駅の東側にかかる道路です。宮川沿いの南北に走る、地図でいいますと54ページのBの部分につきましては、電線共同溝の工事、電線類の地中化に伴う工事ですけれども、今その工事の設計をしておりますので、予算がつけば来年度ぐらいから工事に入れたらなと思っておりますので、その中でここに掲げている整備内容は整備していきたいと考えております。

それから、先ほど委員からもご指摘ありましたように、点字誘導ブロックですね。この周辺は、県道なのですけれども、市道も接続して道路としては一連になっていますので、それを県は県で、市は市でというような点字ブロックのやり方をしますと、やはりいろいろ問題が生じてくるでしょうから、市さんの点字ブロックの工事と合わせまして、県もこの辺りが一連となるような整備に心がけていきたいと考えております。

委員

49ページ、50ページで、市道は市の施策なんですけど、予算の都合もありますけれども、長期に丸がついているものも短期へ持ってこれるように頑張りたいと思います。

それと、委員から全市的にどうするのかというお話をいただきましたけれども、重点整備地区だけバリアフリーをやっているということではないのです。公園の入口とか、あと、歩道と車道の段差とか、そういうのは順次やっていっていますので、ただ、重点整備地区でしたら面的に集中してやるとご理解いただけたらと思います。

無電柱化のことも言っていただきましたので、芦屋市は、無電柱化は市道では14%なのです。進んでいると言われている東京も8%ぐらいです。無電柱化というのは、バリアフリーだけではなく、景観面とかいろいろな利点がありますので、予算の枠もありますけれども、今後も進めていきたいと思っております。例えば、54ページ、宮塚公園とつなぐ芦屋中央線ですけれども、ここもせっかくやるのであれば景観上も整える、街路樹も整える、バリアフリーもするということで取り組んでいきたいと思っております。

委員

この基本構想の策定協議会に参加させていただきました。現在福祉部も、障がいの計画、それから介護の計画を同時期に策定しております。今回、心のバリアフリーの点についてとか、1回目に参加したときは、新法の改正というのは分かっていたのですけれども、中身が分からなくて、この協議会での意見とか内容については、幾らか意識しながらこちらの計画も策定できたのかなと。まだ計画案ですけれども、意識しながらできたのは意義があったかなと思います。

また、今年度、来年度で、今度、地域福祉計画の策定もありますので、

そこにも何らかの反映ができればなと思っています。バリアフリーは、行政内部も縦割りとよく言われますけれども、少なからず福祉部局，都市建設部局，それから，先ほどインクルーシブ教育の件も出ていましたけれども，これにつきましては，子どもさんは理解していますけれども，大人のほうが理解がまだ進んでいないのかなという意見もいただいていますので，その辺は行政内部のバリアをフリーにして取り組んでいけたらと思っています。

会長 委員の皆さんに一通りご意見をいただいたのですが，言い足らなかったとか，あるいは，質問したいというところがございましたらお願いしたいと思いますが，いかがでしょうか。

委員 バスの乗降位置の道路に雨水枦がついて，グレーチング蓋がついているのですね。あれは水がたまらないように設置しているのですよね。これは水たまりができないように配慮した雨水枦，グレーチングで，視覚障がい者の方には，バスに乗るときは，必ず白杖は下ろさないでほしいと，バスとのステップの空き，それと段差，それだけを確認したら，あとは，常識範囲の雨水枦なので，それは理解してくれと言っているのですが，今後説明する際は，あれは水たまりの対策であるということでもいいですね。

委員 なるべく乗降されるところにはつけないのですけれど，例えば歩道を掘り込んでバス停を造る場合などは，雨水枦をつけないと水たまりになってしまうところもあります。

委員 ただ，最大限配慮はしていますので，ご理解いただけたらと思います。

委員 阪急バスさんをお願いなのですが，ノンステップバスで今は統一されていて，乗るときはすごくいいのですけれど，車両に乗ってから，1人用のところは低いのですけれど，2人用のところは段になって上がらないといけないのですね。あれで随分お年寄りが大変苦労していらっしゃるみたいなので，できるだけフラットな床のバスであればいいなといつも思っています。

副会長 多分，車両の構造でどこかにエンジンとかを載せないといけないので，どうしても車内に段差ができてしまうということだと思います。

委員 そうなのですね。それは分かるのですが，皆さん，すごく苦労しています。

副会長 この後，パブリックコメントにかかりますので，何点かたくさんあるのですけれど，ご指摘し，どうしても解決できない場合は，今後の課題という形で残していただければと思っています。

まず，基本構想の3ページです。これは単純な修正です。2018年にバリアフリー新法が一部改正されたということで，一般的にというか，バ

リアフリー新法と表現するのではなく、改正バリアフリー法という表現が使われたほうが2018年以降はいいかと思います。なので、フローチャートでいうと2つですね。次の2020年の改正もそのようにと思います。

それから、5ページから6ページにかけて、この改正バリアフリー法の内容を掲載していただいています。この内容を踏まえて、4ページのところに、これは(3)改正バリアフリー法についてというタイトルになると思いますが、ここの内容を改正バリアフリー法を踏まえたものにしてほしいと思います。今の内容では、旧法、いわゆる交通バリアフリー法の内容しか示されていません。特に2段落目の「バリアフリー基本構想制度を活用し、駅を中心とした地区やよく利用する地区」となりましたが、5ページの国の資料にもありますとおり、駅周辺でなくても多様な地区を設定できるようになったことが最大のポイントだと思いますので、そのような趣旨に書き換えていただいたほうがいいと思います。

それを踏まえて、ここはちょっと難しいのかもしれないですが、19ページ、公共施設等の立地状況で、今回のJR芦屋駅周辺地区の施設として抽出していただいています。これは基本的には徒歩圏ですが、JR芦屋駅は芦屋市にとって最大の玄関口ですね。なので、JR芦屋駅から例えばバス等を使ってアクセスする主要な施設なども、基本的には駅周辺の施設というか、徒歩圏ではないけれども公共交通機関等でネットワークされた施設ということで少し意識されて、そこの地区を位置づける、位置づけないにかかわらず整理されておいたほうがいいのではないかと思います。

それから、35ページのところで、現状の様子を写真等を使って整理いただいているので、市民の皆さんにも非常に分かりやすいかと思うのですが、これは道路と駅舎しかなく、特定建築物も入れられますよね。建築物についても現状を整理して、写真を追加していただきたいと思います。なぜかという、後ほどの特定事業のところで特定建築物のバリアフリー化はおおむね実施されていると書かれるわけですから、どのような現状を踏まえておおむね実施されているのかということが、市民の方が理解されないといけないのではないかなと思います。

続いて、43ページのところで重点整備地区と生活関連経路を設定いただいています。だいたい色の網かけがされているのが過去に作られた阪神芦屋駅周辺地区の重点整備地区なので。今回、ブルーのエリアを地区として設定します。これは、芦屋市さんのコンパクトさが生かされて、2つ重点整備地区を定めると、連続して、さらに面的に、最終的に芦屋市全体のバリアフリー化に広がるような形になっていっているというのがよ

く分かる図だと思います。そこで、直接的には施設と施設を結ぶ経路ではないですけれども、国道2号のところ、阪神芦屋駅の重点整備地区ではルナ・ホールのアクセス経路などを含むので、生活関連経路がだいたい色の点線で位置づけられています。今回、JR芦屋駅周辺地区の生活関連経路、青い点々の線ですけれども、ここでは2号線のところは入っていませんよね。できれば、歩行動線をネットワーク化をするという意味でも、特に歩道を広げないといけないという大掛かりな整備は必要ないので、生活関連経路に位置づけてもよいのではないのでしょうか。市域全体をバリアフリー化していくことへの、一歩につながるのではないかなと思いました。

それから、46ページのところで、今回の重点整備地区内の課題というのを整理していただいています。46ページの官公庁施設等における課題のところの大原集会所は、敷地内通路に段差があるというご指摘を整理されていますし、ルナ・ホール等は視覚障がい者誘導用ブロックの色が課題として指摘されています。

これを踏まえて、特定事業のメニューですけれども、50ページの、建築物の特定事業ということで、大原集会所、ルナ・ホール等は視覚障がい者誘導用ブロックの設置・改良となっていますので、この改良の部分で色の再検討などをされるという理解をしておりますが、大原集会所の通路の段差はどうなっているのかとか、あと、ルナ・ホールや旧宮塚町住宅では、入口の位置が分かりにくい等、いわゆるサイン整備、そういうことも改善・対策ではないかなと思われるものもあるので、その辺りの課題がある中で、おおむね整備がされていると整備内容のところを書いてしまうのが本当に適切なのかというところをもう少し検討されたほうがいいのではないかと。例えば、維持管理の中で細やかなバリアフリー化対応をしていきますとか、ここは整備内容ですから、基本的には整備されていますと書くところではないと思うので、ご指摘の内容も踏まえて表現を考えられたほうが良いと思います。

同じく49ページから特定事業のことについてですが、これは、まずバスのベンチ及び上屋の設置で、先ほど阪急バスさんが市さんとも連携してというようなお話がありましたけど、これは参考情報ですが、豊中市さんは、道路上にベンチや上屋の設置をするときに、市がバス会社さんに一部補助をして設置を推進するという制度をつくられている事例もありますので、今後の課題になると思いますが、そういうことも考えていかれてはどうかと思います。

それから、50ページの一番上、ペDESTリアンデッキとロータリー、これについては、北側のペDESTリアンデッキのことを言っているのか、

南側の再開発事業のこれから整備されるペDESTリアンデッキとロータリーのことを言われているのかというのは、このままでは読み取れないです。なので、北側も30年以上たっているのも今後改良を検討していきますという位置づけであると上位計画の整理であったので、北側も検討されていくのであれば北側、それから、南側はもちろん再開発事業で整備されますので南側と位置づけられたほうがいいのかと思います。せっかく整備されることですから、市民の方にPRも兼ねてきちんと明記したほうがいいかなと思います。

それから、交通安全特定事業ですけど、先ほど委員からご説明がありましたが、バリアフリーでは、既に信号機が設置されている横断歩道での音響信号化ということが、芦屋市の場合は特に課題と思います。これだけの歩行者量、自動車量がある交差点に、ほとんど音響信号機がついていない大都市は珍しいと私は思います。もちろん市民の方の理解が音響信号機は必要ですから、その辺りは市さんと連携されて、ぜひ整備を位置づけてほしいと思うのと、あと、音響信号機だけではなくて、横断歩道内を真っすぐ渡る目印となるエスコートゾーンの整備も全国ではかなり進んでいます。芦屋はちょっと遅れているのではないかなと思いますので、ぜひお願いしたいなと思っています。

下の建築物特定事業は先ほど言ったとおりです。

51ページの、これは建築物特定事業の続きですが、モンテメールやラ・モール芦屋さんは、この間、大規模改修されて非常によくなっているとお聞きしています。なので、先ほどの現状の写真などを少し入れられて、説明されたほうがいいのかと思います。例えば宮塚郵便局などは、どういう状況でバリアフリー化がおおむねされていると言っているのかというのが認識できないので、その辺りも現状整理のところに追加された上で、ここは、おおむね整備されているという表現ではなく、バリアフリー化された施設を適切に維持管理していくというような表現に変えられたほうが整備内容としてはふさわしいのではないかなと思いました。

以上ですが、今回、時間がない中で、ご指摘した部分も全て反映するというのは難しいことについては、最後、基本構想のところにも今後の課題というページを設けて、積み残した課題を整理しておくべきだと思います。

それから、この後、ご説明いただくとありますが、推進に向けての取組のところ、この特定事業に位置づけられた工事設計・施工の段階でも当事者参画というのを位置づけていただきたいと思います。JRさんの駅の改修をはじめ、再開発とあって、この先何十年とそういう大規模改修の機会はないですから、貴重な機会だと思います。せっかく造るものが不



便なものにならないように。もちろん設計者は国の基準やガイドラインを踏まえて造りますが、その場その場の細かな配慮とは利用者の視点を入れるということが手戻りにならない大事なポイントかと思しますので、JRさんにもご協力いただいて、設計・施工段階の当事者参画というのをやっていただきたいと思います。

委員

43ページ、副会長に言っていたとおり、国道2号のブルーの範囲は、上り、下りとも歩道幅員は一定ございますので、視覚誘導ブロックの設置というところでいいと思いますので、変更しておいていただいて結構でございます。それと、おおむね5年間の整備ということで、もし市民さんがつなげるということであれば、それは国道事務所としては異議はございません。

会長

つながるということですね。

続いて事務局から説明をお願いいたします。

事務局

それでは、最後に基本構想の推進に向けた取組についてご説明します。資料55ページをお開きください。

基本構想を今後も段階的・継続的に推進していくためには、その進捗管理が大変重要なため、その取組についてご説明します。

56ページに記載の図のとおり、基本構想の進行管理には、市民、事業者、行政だけでなく、当事者参加の目線が大変重要です。そのため、前回の協議会でもご説明しましたように、同じページに記載のような定期的なスパイラルアップを行います。具体的には、この協議会に所属の委員の方を中心に新たな協議会組織を立ち上げ、特定事業の計画策定や、その事業の実施にわたる継続的な進行管理を行う予定です。その場では、特定事業の中でも説明しました長期的な検討を有する課題や早期の課題解決が困難な課題などにつきましても取り上げ、ベストではないにしても、ベターな改善策や実施可能な取組について併せて検討を行います。また、他施設での取組事例の紹介を行い、情報共有を図るなど、バリアフリー整備に関するさらなる改善への協力を求めるなど、基本構想の理念の実現に向けて取り組みます。

会長

ただいまの説明につきましてご質問、ご意見、いかがでしょうか。

こういう構想をつくただけではなく、きちんとチェックをしてより良くしていかないとはいけませんので、新たな協議会組織を立ち上げて、いろんな継続的な進行管理をすると書かれております。

そうしましたら、全体につきまして、ご意見等ございませんでしょうか。

私のほうから2点あるのですが、冒頭だったと思うのですが、災害対応についても書かれていたと思うのですが、災害対応はどういうふう

にするのかというところはどこか書かれていたのかなど。例えば、地震が来たときに、駅舎でたくさんの方が待たれるという状況もあったり、いろんな状況もあると思いますので、災害の対応のときにどうするのかというのは考えておいたほうがいいのかと思います。もう1点、53ページにもございますけども、第二種市街地再開発事業の計画平面図は現時点での計画平面図で、今後の進行状況によって変わり得るという理解でよろしいでしょうか。といいますのは、この基本構想の中で、再開発のところは大事なところですので、54ページには、どこがどうなるのか、例えば生活関連道路とかになるのかというのは、今後の状況を見ないと分からないですが、書き方として、例えば、5年後とか何年後に再開発が完成したときに、この基本構想を改定するというを書かれておくほうがいいのかないかなと思いました。2点、いかがでしょうか。

事務局

まず、災害対応につきましては、おっしゃるとおり、一定言及が必要かとも考えたのですが、現在、コロナ禍におきまして、災害対応そのものが見直されつつある現状がございます。ですので、もう少し状況を見ないと書きにくい部分もあるのではないかと現時点では考えております。

もう1つ、再開発の計画につきましては、少なくともロータリーの設置と駅前線の拡幅です。要は交通課題の解決という絶対動かせない部分というのがございますので、そこは今後変わらないとは思いますが、おっしゃるとおり、今後5年後、10年後に、そのときの状況に応じて基本構想そのものを改定する必要というのはあるかと思えます。それはスパイラルアップの取組の中で並行して進めていきたいと考えております。

会長

この意見、指摘に対してでも、あるいは、ほかご意見ございましたら、お願いします。

事務局

先ほど副会長からたくさんご意見をいただきましたので、幾つかご説明をさせていただきますと、まず、先ほど冒頭にご説明しましたとおり、バリアフリー基本構想のパブリックコメントが12月の中旬から予定しておりますので、できましたら、パブリックコメント自体は現在の案で進めさせていただきますので、例えば、分かりにくい部分とか説明が必要な部分は、我々が必要に応じてご説明させていただくことで対応させていただけないかなと考えております。

また、例えば路線の検討であるとか、他地区との連携であるとか、あとは特定建築物に対する対応、特に官公庁の部分ですけれども、こういったところについては、今回パブリックコメントをいただいた内容も含めて、できましたら今後の課題として検討させていただきたいと考えております。少なくとも、5年後、10年後と先ほどは申し上げましたけれども、

必要に応じてP D C Aのサイクルの中で基本構想は改定を逐次していかないといけないと思っておりますので、その時々状況に応じて、検討させていただきたいと考えています。

会長

ただいま事務局からのご提案がありましたが、いかがでしょうか。パブリックコメントには少し間に合わないということでしたが。

副会長

ご事情はよく分かりますので、最終的な基本構想では、積み残したものは、きちんと今後の課題ということで項目の整理をしていただきたいと思いますというのが1点です。

あと1点は、先ほども言いましたけれども、建築物特定事業の整備内容の書き方ですね。これは、実は事前の事務局会議でも指摘したことで、おおむね整備されていると書いてしまうのはどうかと、そのときも指摘したのですが、では、なぜ書かなければならないのかというところを教えてください。いただいた上でそのまま書いていただきたらと思います。

事務局

まず、ここの表現方法と、あと、その施設名をこの基本構想に生活関連施設として位置づけるということも含めて、各施設の管理者さん、所有者さんと密な協議、ヒアリングを行っております。おっしゃるとおり、全てが全てユニバーサルデザインとか使いやすい施設になっているかというところ、そうではない部分もございますが、そこを逐一載せることよりも、まずは、この基本構想にその施設名を生活関連施設として位置づけて、その必要性とか、今後の特定事業も含めてご認識いただくということが最重要ではないかと考えました。要は、ご同意をいただけないと生活関連施設の位置づけすら難しくなってしまうという事情がございますので、今後のP D C Aの中で、もう少し具体的な表記も含めて変えていきたいと考えております。ただ、官公庁施設については副会長のおっしゃるとおりでございますので、検討させていただきたいと思っております。

副会長

事情はよく分かっていて、各自治体さんが民間施設を位置づけるときに非常にご苦労されているというのは重々承知しております。なので、おおむねされているという表現ではなく、適切に維持管理していきますぐらいの表現でも民間事業者さんに納得していただける、いわゆる維持管理は既にされていることだと思っております。文章的にも少し気になるというのが正直なところですが、どうしても難しい場合は、最終案で再協議いただくということでは承しました。

会長

最終案で協議させていただくということでいかがかなと思っておりますが、委員の皆様、ご意見いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

良いものをつくっていくということが大事なことなので、そういう形でさせていただきたいと思っております。副会長が言われたように、建物のところ

は、特に昨今の事情でいうと、文部科学省が、学校の建築物で来年度から新設するものについては全てバリアフリー化し、既存の建物についても順次バリアフリー化していくということを協議をされていて、時代がそういう流れになっていっておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

12月にパブリックコメントをする予定ですので、委員の皆様におかれましては、関係者の方々にもご周知いただき、ご意見をいただき、さらにより良いものにしていきたいと思いますので、12月中旬に芦屋市から、ホームページとか、冊子とかが出るのかも分かりませんが、よろしくお願ひいたします。では、事務局のほうにお戻しいたします。

事務局

先ほど会長がおっしゃっていただきましたように、パブリックコメントにつきましては、一件でも多い意見をいただければ、その計画に対する注目性というのが集まりますので、ご意見をいただけますと、ありがたいので、ぜひともご検討のほうをよろしくお願ひいたします。

#### 4 その他

事務局

それでは、事務局側より次第のその他で報告が2点ございます。

先ほどから申し上げておりますパブリックコメントの資料に関しまして、各団体様におかれまして、必要であれば事務局側で準備させていただきますので、ご連絡をいただけたらと思います。

2点目ですが、次回の協議会の日程です。次回が2月中旬頃開催予定でございます。別途日程調整の連絡をさせていただきます。

事務局からは以上でございます。

#### 5 閉会

会長

これで本日の協議会は終了させていただきます。委員の皆様、本当に熱心にご議論いただきましてありがとうございました。本日はこれで閉会にさせていただきます。